令和７年玉村町議会第３回臨時会会議録第１号

令和７年８月８日（金曜日）

議事日程　第１号

令和７年８月８日（金曜日）午後３時開議

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会期の決定

日程第　３　議案第３８号　令和７年度玉村町一般会計補正予算（第４号）

日程第　４　議案第３９号　工事請負契約の締結について

日程第　５　議案第４０号　財産の取得について

日程第　６　議案第４１号　損害賠償の額を定めることについて

日程第　７　議案第４２号　損害賠償の額を定めることについて

日程第　８　議案第４３号　損害賠償の額を定めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１２人）

１番	羽　鳥　光　博　君	２番	堀　越　真由子　君
３番	松　本　幸　喜　君	４番	笠　原　則　孝　君
５番	小　林　一　幸　君	６番	月　田　　均　君
７番	備前島　久仁子　君	８番	三　友　美惠子　君
９番	髙　橋　茂　樹　君	１０番	浅　見　武　志　君
１２番	新　井　賢　次　君	１３番	石　内　國　雄　君

欠席議員　なし

説明のため出席した者

町　　長	石　川　眞　男　君	副　町　長	萩　原　保　宏　君
教　育　長	鈴　木　寛　史　君	総務課長	齋　藤　善　彦　君
経済産業課長	平　野　敏　行　君	都市建設課長	原　田　英　樹　君
学校教育課長	青　木　栄　二　君		

事務局職員出席者

議会事務局長	齋　藤　　恭	局長補佐	萩　原　　穣
庶務係兼議事調査係	飯　田　麻　友		

○開会・開議

午後３時開会・開議

◇**議長（石内國雄君）**　着席願います。

ただいまの出席議員は１２名であります。定足数に達しておりますので、これより令和７年玉村町議会第３回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◇

○日程第１　会議録署名議員の指名

◇**議長（石内國雄君）**　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、玉村町議会会議規則第１２７条の規定により、７番備前島久仁子議員、８番三友美惠子議員の両名を指名いたします。

◇

○日程第２　会期の決定

◇**議長（石内國雄君）**　日程第２、会期の決定について。

本臨時会の会期につきましては、本日、８月８日午後２時１５分より議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

浅見武志議会運営委員長。

〔議会運営委員長　浅見武志君登壇〕

◇**議会運営委員長（浅見武志君）**　令和７年玉村町議会第３回臨時会が開催されるに当たり、本日午後２時１５分より、役場４階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成しましたので、ご報告申し上げます。

詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

本臨時会の会期は、本日１日限りといたします。

本臨時会には、町長から提案される議案は、補正予算に関する議案が１件、工事請負契約の締結に関する議案や財産の取得に関する議案等が５件の計６議案であります。

本臨時会の、効率的かつ円滑な議会運営ができますよう、各位のご協力をお願い申し上げまして、報告といたします。

◇**議長（石内國雄君）**　以上で、議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

令和７年玉村町議会第３回臨時会の会期は、ただいま議会運営委員長より報告のありましたとおり、本日１日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（石内國雄君）**　ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日１日限りと決定いたしました。

◇

○日程第３　議案第３８号　令和７年度玉村町一般会計補正予算（第４号）

◇**議長（石内國雄君）**　日程第３、議案第３８号　令和７年度玉村町一般会計補正予算（第４号）を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石川眞男君登壇〕

◇**町長（石川眞男君）**　議案第３８号　令和７年度玉村町一般会計補正予算（第４号）についてご説明申し上げます。

本案は、令和７年度玉村町一般会計補正予算に債務負担行為を追加するものでございます。債務負担行為の内容につきましては、東部工業団地内の１区画について、玉村町土地開発公社が買い戻し、再販売を行うための借入金に対する債務保証でございます。当該土地は、東部工業団地西地区にある２．２ヘクタールの区画であり、土地開発公社が造成し、平成３１年に引渡しを行ったものです。土地売買契約書の特約事項である「土地の引渡し後、建物を建設し、５年以内に操業すること」が守られていない状況にあるため、土地開発公社が買い戻し、再販売を行うことにより、工業団地用地の有効活用を図るものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇**議長（石内國雄君）**　提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

１２番新井賢次議員。

〔１２番　新井賢次君発言〕

◇**１２番（新井賢次君）**　今回、１億６００万円を全額一般財源からということですが、この１億６００万円という数字は、どういう根拠で出ている数字なのでしょうか。

◇**議長（石内國雄君）**　都市建設課長。

〔都市建設課長　原田英樹君発言〕

◇**都市建設課長（原田英樹君）**　お答えいたします。

こちらは、土地開発公社が借入れを行う額になりまして、まず大黒食品のほうにお支払いする金額が３億９，９０９万６，３６０円。こちらの金額を大黒食品にお支払いするわけなのですが、土地開発公社の残高としまして９，７００万円程度あるのですが、そちらのほうから約７，４００万円を充てます。そのほか、町の土地開発基金のほうから２億１，９００万円を借入れをしまして、それの足りない分、１億６００万円、こちらを町内の金融機関のほうから借入れを行うものでございます。

以上です。

◇**議長（石内國雄君）**　１２番新井賢次議員。

〔１２番　新井賢次君発言〕

◇**１２番（新井賢次君）**　支出予定額で、期間が令和７年度から債務完了年度までとあるのですが、これは完了年度というのは、今このスケジュールの中ではいつになるのでしょうか。

◇**議長（石内國雄君）**　都市建設課長。

〔都市建設課長　原田英樹君発言〕

◇**都市建設課長（原田英樹君）**　お答えいたします。

新たに企業のほうが選定されまして、土地の引渡しをするときに、その金額も町にお支払いをいただきますので、その金額が入り次第、金融機関に額をお返しするような形を考えております。

以上です。

◇**議長（石内國雄君）**　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇**議長（石内國雄君）**　質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（石内國雄君）**　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇**議長（石内國雄君）**　討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（石内國雄君）**　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（石内國雄君）**　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第４　議案第３９号　工事請負契約の締結について

◇**議長（石内國雄君）**　日程第４、議案第３９号　工事請負契約の締結についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石川眞男君登壇〕

◇**町長（石川眞男君）**　議案第３９号　工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案につきましては、端気川樋越堰が設置後約５０年以上経過し、設備の耐用年数も超過しており、老朽化が著しい状況であることから、樋越堰整備補修工事を条件付一般競争入札で行ったところ、２業者の参加申込みがあり、７月８日に開札をしました結果、日本自動機工株式会社関東支店、代表取締役、古屋久昭が消費税込み５，９４０万円で落札いたしました。

つきましては、地方自治法第９６条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本工事は端気川樋越堰の起伏ゲートと取水ゲートの設備等を更新するものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君）　提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

６番月田均議員。

〔６番　月田　均君発言〕

◇６番（月田　均君）　質問します。

工事内容についてもう少し細かく教えていただきたいのですけれども。

◇議長（石内國雄君）　経済産業課長。

〔経済産業課長　平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君）　事業の詳細についてお答えいたします。

こちらのまず樋越堰の場所なのですが、こちらは上陽の約７０ヘクタールほどの圃場に水を送水する、端気川にございますメインのかんがい施設になります。設置場所なのですが、こちらの端気川の、順路から言いますと、福島橋を渡りまして前橋玉村線を前橋方面に向かっていただくと、ちょうど前橋市と玉村町の境界に端気川という川がございます。そこから大体上流３００メーターぐらい行った場所に、樋越堰がございます。地番名でいいますと、こちらは前橋市になるのですが、前橋市の房丸町と鶴光路町、そちらをちょうどまたいだところに樋越堰がございます。

形状的には起伏ゲートということで、水を取水する場合は堰を起こしまして、水が要らない場合については堰を倒す、そういった起伏ゲートになります。長さ的には約１７メーター、駆動としましては油圧ユニットで起こしたり倒したりする、そういった堰になります。

以上となります。

◇議長（石内國雄君）　６番月田均議員。

〔６番　月田　均君発言〕

◇６番（月田　均君）　そうしますと、そのゲートを全て新しくするということなのですか。

◇議長（石内國雄君）　経済産業課長。

〔経済産業課長　平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君）　お答えいたします。

こちらが農業用水路等長寿命化防災減災事業という国の交付金を充てて事業を行うものですから、まず今回の改修の根拠の整理というのが必須となります。その中で、改修前に機能診断を行いまして、その診断結果によりまして修繕か、いわゆる全てやり替えかというのを判断するのですが、今回の堰については、かなり老朽化が進んでいるということになりますので、そういった判断が出ましたので、全て新設、既存のものを廃棄して新たなものを造る、そういった形になります。

以上です。

◇**議長（石内國雄君）**　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇**議長（石内國雄君）**　質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（石内國雄君）**　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇**議長（石内國雄君）**　討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（石内國雄君）**　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する採決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（石内國雄君）**　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第５　議案第４０号　財産の取得について

◇**議長（石内國雄君）**　日程第５、議案第４０号　財産の取得についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石川眞男君登壇〕

◇**町長（石川眞男君）**　議案第４０号　財産の取得についてご説明申し上げます。

本案は、町内小中学校７校の児童生徒が使用している導入後５年が経過しようとする学習用タブレット、クロームブックを更新するため、２，２４２台を購入するものです。文部科学省が推進しているＧＩＧＡスクール構想に基づき、群馬県との共同調達による公募型プロポーザルによって選定された業者であります、群馬県高崎市高松町３、ＮＴＴ東日本株式会社群馬支店、支店長、田島裕から、消費税込み１億１，２４５万８，７２０円で購入するものであり、地方自治法第９６条第１項第８号

及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本財産の購入により、子供たちの可能性を引き出す個別最適な学び、及び協働的な学びの実現を図るものです。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇**議長（石内國雄君）**　提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇**議長（石内國雄君）**　質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（石内國雄君）**　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇**議長（石内國雄君）**　討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（石内國雄君）**　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（石内國雄君）**　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第６　議案第４１号　損害賠償の額を定めることについて

◇**議長（石内國雄君）**　日程第６、議案第４１号　損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石川眞男君登壇〕

◇**町長（石川眞男君）**　議案第４１号　損害賠償の額を定めることについてご説明申し上げます。

本案は、令和７年４月２４日午後４時頃、川井１０４１番５先の排水路にて、水路壁に自生していた樹木が対岸に向かって倒れたことで、対岸の住宅のフェンスと物置に接触し、損害を与えてしまったため、議案書に記載の損害賠償の額を支払うものでございます。

なお、支払いについては、町が加入している保険会社から直接支払われます。道路や水路などの町

管理施設の事故につきましては、改めて管理体制の強化を図るなど、再発防止に努めてまいります。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇**議長（石内國雄君）**　提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇**議長（石内國雄君）**　質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（石内國雄君）**　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇**議長（石内國雄君）**　討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（石内國雄君）**　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（石内國雄君）**　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第７　議案第４２号　損害賠償の額を定めることについて

◇**議長（石内國雄君）**　日程第７、議案第４２号　損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石川眞男君登壇〕

◇**町長（石川眞男君）**　議案第４２号　損害賠償の額を定めることについてご説明申し上げます。

本案は、令和７年４月２６日午後３時頃、下之宮４１２番５先の町道２６９４号線上において、駐車のため自家用車で敷地前の道路の側溝蓋に乗ったところ、グレーチングが立ち上がり、運転席側のサイドバンパーに接触し、損害を与えてしまったため、議案書に記載の損害賠償の額を支払うものでございます。

なお、支払いについては、町が加入している保険会社から直接支払われます。道路や水路などの町管理施設の事故につきましては、改めて管理体制の強化を図るなど、再発防止に努めてまいります。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇**議長（石内國雄君）**　提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇**議長（石内國雄君）**　質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（石内國雄君）**　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇**議長（石内國雄君）**　討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（石内國雄君）**　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（石内國雄君）**　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第８　議案第４３号　損害賠償の額を定めることについて

◇**議長（石内國雄君）**　日程第８、議案第４３号　損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石川眞男君登壇〕

◇**町長（石川眞男君）**　議案第４３号　損害賠償の額を定めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、令和７年７月１１日午後２時３５分頃、玉村町役場庁舎北側車庫から、会計年度任用職員が公用車を出庫させようとしていたところ、路上に駐車中の相手車両を見落としたことにより公用車を接触させ、相手車両を損傷させてしまったものです。町側の過失割合１０割の物損事故となり、議案書に記載の損害賠償額を相手方に支払うものです。

なお、損害賠償額は町が加入している保険から直接支払われます。職員の公用車運転中の事故につきましては、今後とも再発防止に努めてまいりますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇**議長（石内國雄君）**　提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

１２番新井賢次議員。

〔１２番　新井賢次君発言〕

◇１２番（新井賢次君）　３件損害賠償の話があったのですが、いずれにしても町の入っている保険から全額支払うということなのですが、例えば私たち、自分が入っている保険は、無事故だと保険料が安くなったりとかそういうことはあるのですけれども、町の入っている保険で、事故の頻度や割合によって年額の保険料が変わるということはあるのですか。

◇議長（石内國雄君）　総務課長。

〔総務課長　齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君）　お答えいたします。

個人の保険ですと、例えば事故を起こした場合に保険を使うと等級が変わって、上がったりというのがありますけれども、こちらの保険につきましては、そういうことはありません。

◇議長（石内國雄君）　ほかに質疑ありますか。

４番笠原則孝議員。

〔４番　笠原則孝君発言〕

◇４番（笠原則孝君）　これは庁舎の北側の駐車場ということなのですけれども、あそこはすぐ下りるところというのは、車は本来なら、こっちが石川さんの事務所があって、その反対のところでしょう。あれは坂ですよね、たしか。そうすると、あそこのところへはほとんど止めていない。あそこへ止めたわけでしょう、北側というのだから。そうではないのですか。西側といったら話は分かるけれども、北側とあります。どうなのでしょう。

◇議長（石内國雄君）　学校教育課長。

〔学校教育課長　青木栄二君発言〕

◇学校教育課長（青木栄二君）　今言われたとおりです。北側の駐車場の、北側から出るときに、あの事務所の前のところに止まっていた車に接触したという、そういう状態になります。

◇議長（石内國雄君）　４番笠原則孝議員。

〔４番　笠原則孝君発言〕

◇４番（笠原則孝君）　そうすると、あそこは非常に庁舎から出るのに坂なのです。我々もちょっと用があって止めるときなんかあるのですが、それであそこ避けるのです。役場の車が出るというのはもう分かっていますから。それなのに何であそこへ止めてしまったのかなという気もするのですけれども、その辺がこれを見るとゼロなのです。１０対ゼロ。我々なんかがそういう場合が起きたらこんなことはあり得ないのですが、その点、今度はやはりあそこのところへちょっと、駐車違反にはなっていないのでしょう、あそこは。道はちょっとあれですけれども、だからあの辺に何か指摘のようなものでもいいから、やはり上げたほうがいいのではないですか。

それと、最後に聞きたいのですけれども、どうもその道路のグレーチングが上がったのは、その前

も上陽でありましたよね。こういうのはやはり見回りはしているのですか。グレーチングの場合は、これは水路だから、本来言うと、水路の上はあんまり乗り上げる人はいないのだけれども、どうもその辺がちょっと町としては甘いのではないかなという感じがしたのですけれども、その辺はどうですか。

◇**議長（石内國雄君）**　４番笠原則孝議員、グレーチングの関係については、もう質疑は終わっていますので、違うことで……

◇**４番（笠原則孝君）**　それは例で言ったのです。同じ事故なので。申し訳ないです。

では、北側のところはちょっと注意を喚起するようにしたほうが、また再度起きてもしようがないから。そんなわけで、よろしくお願いします。

◇**議長（石内國雄君）**　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇**議長（石内國雄君）**　質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（石内國雄君）**　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇**議長（石内國雄君）**　討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（石内國雄君）**　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（石内國雄君）**　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○字句等整理委任について

◇**議長（石内國雄君）**　お諮りいたします。

玉村町議会会議規則第４５条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（石内國雄君）**　ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

◇

○閉　　会

◇**議長（石内國雄君）**　以上をもちまして、本臨時会に上程されました議案の審議は全て終了いたしました。慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

これにて令和７年玉村町議会第３回臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後３時２５分閉会